

我が国のガザ地区に対する取り組みに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年四月一日

藤末健三

参議院議長 江田五月 殿



我が国のガザ地区に対する取り組みに関する質問主意書

昨年十二月二十七日、パレスチナのガザ地区にイスラエル軍による大規模な空爆が行われ、二〇〇九年一月十八日に停戦となるまで、一三〇〇人を超える犠牲者をもたらした。

そして、現在に至るまで、ガザ地区において経済封鎖が行われており、食糧や医療品など様々な物資が不足していると言われている。

そこで、以下質問する。

一 国連安全保障理事会決議第一八六〇号に基づき、政府はガザ封鎖解除などを積極的に進めるべきではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 我が国は二〇〇九年二月に安全保障理事会の議長国であったが、どのような成果が挙げられたか。特に、現在国際的に問題となっているガザ地区の問題に対して、イニシアティブをもって解決に向けた取り組みを進めるべきと考えるが、どのような活動を行ったか。また、政府は今後、ガザ地区の問題に対して、どのような取り組みを進めていく方針か。

右質問する。

